

自主搬入制度の見直しについて

1 自主搬入制度の概要

家庭から出る資源ごみ、危険ごみ及び不燃ごみを市の定期収集を受けず、毎月継続して、自治会自らが集積し、ごみ処理施設等へ搬入する制度であり、ごみの減量化・分別排出、リサイクルの推進に向けた意識啓発や、地域の連帯意識の高揚を図ることを目的としています。

現在70自治会が実施しており、実施自治会に補助金を交付しています。

2 自主搬入制度の見直し

以下のとおり複数自治会による共同実施の導入や補助金制度の見直しにより、小規模自治会をはじめとする多くの自治会が自主搬入に取り組みやすくなるよう見直しを行います。

(1) 複数自治会による共同実施の導入

実施主体について、単位自治会だけでなく、同一地域内の複数の単位自治会による共同実施を可能とすることで、自主搬入を実施しやすい環境を整えます。

(2) 清掃補助金算定方法の見直し

世帯数の少ない自治会の自主搬入実施を促進するため、小規模自治会への補助金を増額することで、活動を支援します。

《現行》

補助金額＝自治会内の世帯数（基準世帯数）×単価 100 円×搬入実施月数

※野島、富海、小野、大道の地域に属する自治会については、単価 120 円



《見直し後》

補助金額＝基本額（A）＋世帯割額（B）

(A) 基本額＝月額 5,000 円×搬入実施月数

(B) 世帯割額＝基準世帯数×単価 85 円×搬入実施月数

※自主搬入を実施するための必要経費相当額として基本額を導入し、野島、富海、小野、大道地域に属する自治会については、基本額を1割増額の月額 5,500 円とする。

※この見直しにより、概ね 350 世帯未満の自治会は補助金が増額となり、それ以上の世帯のある自治会は減額となります。

3 実施時期

自主搬入制度の見直しは、平成31年4月1日から実施します。